

各事業のお取扱いについて(共通部分)

保険期間

〈遺族共済年金補完事業・遺族補完プラス・医療保障プラン・医療プランワイド・ライフサポート・傷害プラン・短期療養プラン・長期療養プラン〉

1年間（令和6年12月1日～令和7年11月30日）で以後毎年更新します。

保険期間中に脱退（戸籍上の配偶者ではなくなった場合、子どもが扶養から外れた場合の脱退を含みます）で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末（ボーナス給付は半年単位の契約応当日の前日）までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

被保険者としての資格喪失後は、保険金給付の対象外となります。

申込方法

〈遺族共済年金補完事業・遺族補完プラス・医療保障プラン・医療プランワイド・ライフサポート・傷害プラン・短期療養プラン・長期療養プラン〉

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

ただし、保険料は年齢区分の変更により変更される場合があります。

保険料

〈遺族共済年金補完事業〉

月払部分の保険料は毎月の給与から控除します。※保険料は前月控除となります。（初回は11月分給与から）

ボーナス払部分の保険料は12、6月ボーナスから控除します。（初回は12月分ボーナスから）

※控除後の保険料は返金できませんのでご了承ください。

〈遺族補完プラス・医療保障プラン・医療プランワイド・ライフサポート・傷害プラン・短期療養プラン・長期療養プラン〉

保険料は毎月の給与から控除します。※保険料は前月控除となります。（初回は11月分給与から）

※控除後の保険料は返金できませんのでご了承ください。

退職後の口座振替において、2回目の再振替もできなかった場合は加入取消となります。住所・連絡先・登録口座・氏名等に変更があった場合は速やかに申し出て変更手続きを実施してください。口座振替は、加入者本人名義のものを登録ください。

退職による脱退の場合、退職月の給与控除によって現職制度の給与控除を行い、保障は翌月末までとなります。

継続加入の取扱い

〈遺族共済年金補完事業・遺族補完プラス・医療保障プラン〉

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額・入院給付金日額（同コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額（遺族共済年金補完事業・遺族補完プラス）・入院給付金日額（医療保障プラン）・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

〈医療プランワイド〉

いつたん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

〈傷害プラン〉

加入の次年度からは、明治安田損害保険株またはお客様から特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

〈短期療養プラン〉

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ基準給付金月額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、基準給付金月額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となります。

〈長期療養プラン〉

いつたん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額（コース）以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金月額（コース）等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

加入日前に発生した傷害や発病が原因である場合には、保険金等がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

自動更新の取扱い

〈ライフサポート〉

保険期間の満了日の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。

*更新後のご契約の保険期間は1年です。

*更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

配当金・解約返れい金

【配当金のある保険】

- 〈遺族共済年金補完事業・遺族補完プラス・医療保障プラン・短期療養プラン〉
・この保険は1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。
・配当率は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。(解約返れい金はありません。)
・期間途中で脱退された場合は配当金はありません。

【配当金のない保険】

- 〈ライフサポート・医療プランワイド・傷害プラン・長期療養プラン〉
この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

年金の取扱いについて

〈遺族共済年金補完事業〉

- 1.年金の種類と型
 - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(遅増型確定年金です。)
 - 基本年金額は毎年、遅増いたします。(遅増率単利5%)
- 2.配当金
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 3.年金受取人
 - 保険金等の受取人です。なお年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 4.年金のお支払い
 - 年金受取人へのお支払いは、月額給付は毎年4回受取り、ボーナス給付は毎年2回受取りのみです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- 5.年金払の対象となる保険金
 - 新・団体定期保険の主契約保険金の全部。ただし、年金年額が、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
 - 子どもの保険金については年金の取扱いはできません。

〈遺族補完プラス〉

- 1.年金の種類と型
 - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(遅増型確定年金です。)
 - 基本年金額は毎年、遅増いたします。(遅増率単利5%)
- 2.配当金
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 3.年金受取人
 - 保険金等の受取人です。なお年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 4.年金のお支払い
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年4回受取りのみです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- 5.年金払の対象となる保険金
 - 新・団体定期保険の主契約保険金の全部。ただし、年金年額が、36万円未満の場合はお取扱いできません。

〈ライフサポート〉

- 1.年金の種類と型
 - 年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です。)
- 2.配当金
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 3.年金受取人
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 4.年金のお支払い
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- 5.年金払の対象となる保険金
 - 無配当特定疾病保障定期保険(II型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
 - ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
 - この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

税法上の取り扱い

〈遺族共済年金補完事業・遺族補完プラス・医療保障プラン・ライフサポート・短期療養プラン〉

- ・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- ・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし、受取人が法定相続人に該当する場合です。
- ・本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
- ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
- ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- ・高度障害保険金、就業不能給付金、特定精神障害給付金、入院給付金、手術給付金、特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。
- ・本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。
ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし、受取人が法定相続人に該当する場合です。
- ・毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。
$$\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

保険会社からのお願い・ご注意

〈遺族共済年金補完事業・遺族補完プラス・医療保障プラン・ライフサポート・短期療養プラン〉

〈保険金・給付金のご請求について〉

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに神奈川県市町村職員共済組合（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。
- 死亡保険金受取人は配偶者および二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）の中からご指定をお願いします。
- 受取人が複数人となる場合、保険金分割割合は均等となります。
- 死亡保険金受取人が未成年の場合、親権者または成年後見人が保険請求手続きを行います。

〈取扱いできない事項について〉

- 給付金明細の送付先の変更
- 受取人以外の名義の口座に指定

〈医療プランワイド・長期療養プラン〉

<告知の大切さに関するご案内>

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。

- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。

※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。

- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

- 新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。

- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120-661-320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00）までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

〈遺族共済年金補完事業・遺族補完プラス・医療保障プラン・ライフサポート・短期療養プラン〉

個人情報に関する取扱いについて

〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

－死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集サポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

〈医療プランワイド・傷害プラン・長期療養プラン〉

個人情報の取扱い

〈契約者と引受損害保険会社からのお知らせ〉

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社（※）を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

（※）明治安田生命保険相互会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

〈傷害プラン〉

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

〈医療プランワイド・長期療養プラン〉

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

〈遺族共済年金補完事業・遺族補完プラス・医療保障プラン・短期療養プラン〉

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

〈ライフサポート〉

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剩余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますですが、この保険契約は剩余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

〈遺族共済年金補完事業・遺族補完プラス・医療保障プラン・ライフサポート・短期療養プラン〉

この制度は生命保険会社と締結したこども特約付半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険契約、年金払特約付新・団体定期保険契約、短期入院特約付手術給付特約付家族特約付医療保障保険（団体型）契約、健康サポート・キャッシュバック特約（集団定期用）付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約、特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険契約に基づき運営します。

〈医療プランワイド・傷害プラン・長期療養プラン〉

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約、普通傷害保険契約、団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

【引 受 会 社】(生命保険部分) 明治安田生命保険相互会社 公法人第四部法人営業第一部

〒231-0033 横浜市中区長者町5-85 三共横浜ビル8階 TEL 045-253-3431

【引受損害保険会社】(損害保険部分) 明治安田損害保険株式会社

（取扱代理店）有限会社 神奈川シィ・ティ・ブイサービス TEL 045-681-2005

明治安田生命保険相互会社 TEL 045-253-3431

MY-A-24-団-003957 MY-A-24-団-003958 MY-A-24-医-003959 MY-A-24-DI-003960 MY-A-24-特疾-003961

MYG-A-24-傷-11 MYG-A-24-医-12 MYG-A-24-L-13